

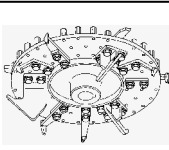

意匠分類記号	意匠分類の名称
K6-29	混合機又はかくはん機部品及び付属品

対応する旧意匠分類 ※移行方法…全部移行「全」、一部物品を移行「一」		
旧意匠分類記号	※	分類の名称 または 移行した物品
K6-29	全	混合機又はかくはん機部品及び付属品

参考分類・参考物品	
分類記号	分類の名称 または 物品の名称
C3-5291	電機洗濯機用翼車
C6-339	調理用かくはん部品及び付属品
K3-3259	コンクリートミキサー用混練羽根
K7-49	可塑物成型機部品及び付属品

再掲載指示	
分類記号	分類の名称 または 物品の名称

この分類に含まれる物品		
混合機用翼	かくはん機用翼	ミキシング板

定義		
一般化学工業にて使用される混合機又はかくはん機の部品及び付属品を分類する。		
 <p>K6-29 登録 1146700 号 攪拌用羽根車</p>	 <p>K6-29 登録 1134185 号 粉体用回転混練盤</p>	 <p>K6-29 登録 1025260 号 静止型流体混合装置のミキシングプレート</p>

他の意匠分類との関係(含まれない物品、意匠)

分類付与運用メモ(付与優先関係、懸案事項など)

過去に分類した物品の名称		
混合機用翼	かくはん機用翼	ミキシング板
プロペラ	かくはん用羽根車	かくはん脱泡機の容器